

# 都道府県公害審査会の動き

## (平成31年4月～令和元年6月)

公害等調整委員会事務局

### 1 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
東京都 令和元年(調)第1号事件	鉄道騒音防止請求事件	R1.5.8
神奈川県 令和元年(調)第1号事件	マンション建設工事禁止等請求事件	R1.5.17
愛知県 令和元年(調)第2号事件	飲食店からの騒音被害防止請求事件	R1.5.15
愛知県 令和元年(調)第3号事件	建設残土による水質汚濁・土壌汚染のおそれ公害防止請求事件	R1.5.31
大阪府 平成31年(調)第1号事件	家庭用燃料電池コジェネレーションシステム騒音等被害防止請求事件	H31.4.16
大阪府 平成31年(調)第2号事件	家庭用ガスエンジンコジェネレーションシステム騒音等被害防止請求事件	H31.4.16
大阪府 令和元年(調)第1号事件	水産物加工工場騒音等被害防止請求事件	R1.5.17
兵庫県 令和元年(調)第1号事件	救急車両騒音防止対策請求事件	R1.5.8
島根県 令和元年(調)第1号事件	太陽光発電所騒音被害防止請求事件	R1.6.13
高知県 令和元年(調)第1号事件	地下作業室からの騒音等被害防止請求事件	R1.6.3

## 2 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>埼玉県 平成31年(調) 第1号事件</p> <p>[介護老人施設からの悪臭・騒音被害防止請求事件]</p>	<p>埼玉県 住民2人</p>	<p>施設土地 建物所有者 医療法人 社団</p>	<p>平成31年1月18日受付</p> <p>申請人は、臭気、騒音等により健康被害及び精神的苦痛を受けており、日常生活に支障をきたしている。この状況を改善しなければ、今後、全く耐え難い深刻な心身の健康被害を受けることとなる。よって、(1)被申請人は、事業を運営する建物の洗濯乾燥機排気口からの申請人に迷惑を及ぼす排気方法を中止しなければならない。(2)早朝における申請人の睡眠に影響するボイラー排気口及びエアコン室外機等による騒音の防止措置を執らなければならない。(3)上記措置を執らない場合は、業務を中止しなければならない。</p>	<p>令和元年6月27日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>長野県 平成30年(調) 第3号事件</p> <p>[リニア事業公害防止協定締結請求事件]</p>	<p>長野県 住民1人</p>	<p>旅客鉄道 株式会社</p>	<p>平成30年11月22日受付</p> <p>(1)申請人はA村(現住所)に生まれ、大学卒業後生家に戻り、1981年から自宅を利用して旅館を営んでいる。旅館は、南アルプスの大自然に抱かれたA村の豊かな自然、静謐な環境、地元の山・川の自然食材を求めて来訪する顧客に支えられ、長閑で優雅な雰囲気の中に溶け込む佇まいから人気の宿になっている。また、申請人所有地(以下「本件土地」)は、分収林事業のため森林公社に利用させているところである。(2)被申請人は、鉄道業を営む株式会社であり、リニア中央新幹線整備事業のため、施主として、A村Bを西坑とする南アルプストンネルを、C株式会社を幹事会社とする共同企業体を請負人とし、堀削工事をしようとしている。被申請人は、リニア事業の開業予定を2027年とし、わずか10年足らずで南アルプス堀削トンネルを含めた</p>	<p>令和元年5月31日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>工事完成をする予定である。</p> <p>(3)申請人は、リニア事業に関しては、A村の豊かな自然や生態系、静謐という同村の財産を破壊しかねないとして反対ではあるが、敢えて行政訴訟を提起したり、反対運動をしたりすることはなかった。</p> <p>また、本件土地は、被申請人から、国道D号線迂回ルート of 供用のため貸与されたいとの申し出を受けていた。A村E集落の学校や商店街が集中する同村の中心部を工事車両が通行することが減ること、また申請人の営む旅館からは迂回ルートの方がより西に離れることから、工事車両の通行に伴う騒音、振動、粉塵等の申請人に及ぼされる公害被害が、現状よりは減少するので、賃貸借契約の内容次第では、契約の締結には基本的には吝かではなかった。しかし、被申請人は、工事完成を急ぐ余り、後述のとおり、(1)週7日のうち日曜日を除く6日間も工事関係車両を通過させる、(2)通過時間は早朝の午前7時30分から午後7時まで、(3)台数も一日延べ1,080台、(4)ゴールデンウィークや夏季休暇による配慮も原則として行わない、という条件に固執し、申請人の緩和措置の要請に対しては、譲歩しなかった。申請人としては、このまま交渉を続けていても、被申請人の譲歩がないまま南アルプストンネル工事がなし崩し的に行われ、工事車両が増加し、それによる騒音や振動、粉塵等により、申請人の健康や生活環境に悪影響が生じるおそれが強いこと、排出残土をA村内に仮置くことにより土壌汚染や水質汚染が生じるおそれがあり、A村の静謐な環境や景観が破壊され、A村の観光業や申請人の営む</p>	

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			旅館の経営に影響が出ることが必至であることから、申請人の意を汲んだ公害防止協定を締結すべく本申立に及んだ次第である。(また、公害防止協定の遵守を内容とする賃貸借契約を締結したいと考えている。) よって、被申請人が実施するリニア事業に関し、公害防止協定を締結するとの調停を求める。	
大阪府 平成30年(調) 第5号事件  [給湯器騒音振動等被害防止請求事件]	大阪府 住民2人	大阪府 住民2人 給湯器製造販売会社	平成30年6月19日受付  申請人らは平成28年10月頃から、被申請人ら住居に設置された給湯器から生じると考えられる低周波音及び振動により、頭痛、不眠、耳の奥の痛み等の体調不良が生じるようになった。平成29年5月頃に申請人らは、被申請人らに対して給湯器の設置場所を変えて欲しい等の申入れを行ったが、被申請人らは対策を行わなかった。よって、(1)申請人らに対する低周波被害(給湯機を原因とする騒音・振動)が生じないよう、被申請人ら宅に設置された給湯器の設置場所を変更する等の適切な措置を求める。(2)申請人らは被申請人らに対し、慰謝料として相当額の支払いを求める。	平成31年4月26日 調停申請取下げ  申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
奈良県 平成29年(調) 第2号事件  [食肉加工工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件]	奈良県 住民1人	食品加工会社	平成29年11月15日受付  申請人は、被申請人が食肉加工等の作業をするに当たって発生させる騒音や肉を揚げるような悪臭により健康被害を受けている。よって、被申請人は、即時移転すること。	平成31年4月17日 調停成立  調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

(注) 上記の表は、平成31年4月1日から令和元年6月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。